

佐賀県地域公共交通計画（案）策定業務仕様書

1 目的

路線バスや鉄道などの地域交通は、住民の日常生活を支えるとともに、観光客や来訪者との交流を促すなど、地域づくりの重要な基盤である。本業務は、地域交通システム全体が持続可能なものとなるよう、県の地域交通の目指すべき将来像を定めた「佐賀県地域公共交通計画」を策定するにあたり、地域交通法の趣旨を踏まえ、計画の策定のために必要となるデータの整理・分析・考察を行い、計画案作成等を目的とする。

2 業務内容

次の（１）～（５）の業務を行う。各項目、収集内容や整理方法等の具体的内容については、提案を求める。

なお、（１）～（４）の実施にあたっては、佐賀県地域交通利用実態調査業務（Ｒ７年度実施）の成果品も踏まえて業務を行うこととする。

（１） 現状把握

地域の現状（地勢や人口動態、日常生活圏、施設立地、観光動態等）、及び地域交通の現状（種類、整備状況、運行状況、利用状況等）について、整理を行う。併せて、県及び県内市町の地域公共交通計画（網形成計画を含む。）及びまちづくり・観光施策等の関連計画について、その内容及び取り組みの進捗状況等を収集・整理する。

（２） 佐賀県地域公共交通計画の効果検証

佐賀県地域公共交通計画（Ｒ４．４．１～Ｒ９．３．３１）の目標について、記載している事業の実施状況等を整理し、達成状況を評価する。達成状況の評価にあたっては県民からの評価の視点も含むものとして、必要となる調査を実施する。

（３） 佐賀県における地域公共交通の課題及び要因分析

（１）、（２）の結果を踏まえ、本県における地域公共交通の課題を「利用の促進」、「運行の効率化」、「運転士確保」の３つの項目や地域公共交通を持続可能なものとする観点から整理するとともに、要因を分析すること。

（４） 佐賀県地域公共交通計画案の作成

（１）～（３）を踏まえた地域公共交通の基本方針、県計画の目標、目標の達成に向けて実施する事業、取組み主体と実施スケジュールなどの県計画の記載事項案を提示し、必要に応じて助言等を行う。県計画案については、図・表・グラフ等を用いて分かりやすく整理すること。

また、県計画案に関するパブリックコメント募集にあたって、回答案に対する助言や取りまとめた意見への対応方針の提案等の支援を行う。

(5) 佐賀県地域公共交通活性化協議会等開催支援

委託期間中に3回程度開催予定の佐賀県地域公共交通活性化協議会及び10回（5地域×各2回）程度開催予定の地域部会ワーキンググループ、その他関係者が集まる会議の開催にあたって、発注者から要請があった際は、会議資料の作成、出席・説明、議事録作成等の支援を行う。

3 スケジュール

概ね、別に示すとおりとする。

4 委託期間

契約締結の日から令和9年3月12日（金）まで

5 業務委託の予算額

合計で、8,448千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

6 成果品

(1) 報告書（A4版） 3部

※ 計画に記載の内容については、検討経緯も含めて作成するものとし、計画については、概要版（A3両面1枚程度）を作成すること。

(2) 上記にかかる電子データ 一式（CD-ROM） 1枚

(3) 本事業の調査等により収集・作成した全てのデータ（CD-ROM） 1枚

※ データ形式はエクセルなど加工可能な形式とする。

※ (2)と(3)は同じCD-ROM等に記録することも可とする。

7 その他

(1) 本業務の遂行にあたっては、本仕様書のほか、次に例示する地域公共交通計画策定に関する資料等を確認のうえ、実施すること。

ア 地域公共交通計画の「アップデートガイダンス」概要版（国土交通省）

イ 地域公共交通計画の「アップデートガイダンス」手順書（国土交通省）

ウ 地域公共交通計画の「アップデートガイダンス」データ活用の手引き（国土交通省）

エ モビリティ・アップデート・ポータル（国土交通省）

参照 URL (<https://mobility-update.mlit.go.jp>)

オ 地域公共交通計画等の作成と運用の手引き（国土交通省）

カ 佐賀県内20市町で作成した関係計画書（交通計画（網形成計画含む。）、立地適正化計画 等）

(2) 本作業の再委託を行う場合は、発注者の承認を得ること。

(3) 本業務における成果の著作権は、すべて発注者に帰属するものであり、発注者の許可なく複写、複製または第三者に提供してはならない。

(4) 成果品に文献資料を用いる場合は、著作権侵害等に注意した上で、出典等を明記すること。

(5) 業務の遂行にあたっては、手法や内容について発注者と十分に協議し進めること。

- (6) 佐賀県地域公共交通計画策定調査事業業務（R 3年度実施）及び佐賀県地域交通利用実態調査業務（R 7年度実施）の成果品については、契約締結後、発注者から提供するものとする。
- (7) 発注者は、必要に応じて委託業務の進捗状況について報告・提出を求めることができる。
- (8) 受託者は、本仕様書に明記された事項及び明記されていない事項について、疑義が生じた場合は速やかに発注者と協議し、その指示の下、業務を円滑に遂行すること。
- (9) 受託者は、本業務を履行する上で、個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法（平成 15 年法律第 57 号）を順守しなければならない。
- (10) 本業務の委託費用は、国からの補助金を財源に充てることとしている。このため、委託契約の締結時期は、国からの補助金交付決定後となり、委託費用の支払時期は、国からの補助金交付がなされた後になる。（令和 9 年 4 月以降を想定している。）